



※1 登記事項証明書等

次のいずれかをご用意ください。

- ①登記事項証明書      ②インターネット登記情報（照会番号付きで有効期間内のもの）（※）
- ③電子申請の登記完了証      ④書面申請の登記完了証及び受領証（法務局の受付シールが貼ってあるもの）
- ⑤書面申請の登記完了証及び要約書      ⑥書面申請の登記完了証及びインターネット登記情報（照会番号なしでも可）

※記載された照会番号を用いて、登記情報提供サービスにて職員が登記情報を確認できることが必要です。

※2 売買契約書等

売買の場合は売買契約書・譲渡証明書・売渡証書のいずれか、競落の場合は代金納付期限通知書

※3 増改築等工事証明書

- ・増改築等工事証明書又は増改築等工事証明書（住宅ローン減税・買取再販用）
- ・給水管、排水管又は雨水の浸入を防止する部分に係る工事を行い、工事費が50万円を超える場合は、保険付保証証明書（給水管、排水管又は雨水の浸入を防止する部分を担保する既存住宅売買瑕疵担保責任保険が締結されていることを証する書類）
- ・譲渡証明書・売渡証書で家屋の税込価格がわからない場合は、売買契約書

※4 耐震基準適合証明書等

次のいずれかをご用意ください。

- ・耐震基準適合証明書（当該家屋の取得の日前2年以内に当該証明のための家屋の調査が終了したものに限り）
- ・住宅性能評価書（当該家屋の取得の日前2年以内に評価されたもので、日本住宅性能表示基準の耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）に係る評価が等級1、等級2又は等級3であるものに限り）
- ・既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類（瑕疵担保付保証証明書）（当該家屋の取得の日前2年以内に締結されたものに限り）

※5 入居見込み確認書（原本）

- ・※2の書類が譲渡証明書・売渡証書の場合において、譲渡証明書・売渡証書に宅地建物取引業者の記載がない場合は、別途売買契約書もご用意ください。（入居見込み確認書を発行したのが、当該家屋の取得に係る取引の代理又は媒介をした宅地建物取引業者であることの確認のため）
- ・訂正する場合は、次のいずれかでご対応ください。訂正印・捨印は記名欄と同じ印鑑をお願いします。

- ①記名欄への押印及び訂正箇所への訂正印
- ②記名欄への押印及び捨印

なお、押印がない場合は、正しい内容で再度作成が必要となります。

※6 現在の家屋の処分方法に関する疎明資料

現在の家屋の状況に応じ、次のいずれかをご用意ください。

- ・持ち家を売却する場合：売買契約書（写し）、売却の媒介契約書（有効期間内のもの・写し）
- ・持ち家を賃貸する場合：賃貸借契約書（写し）、賃貸の媒介契約書（有効期間内のもの・写し）
- ・借家を退去する場合：賃貸借契約書（写し）、家主からの居住証明書（原本）
- ・社宅を退去する場合：社宅証明書（会社の印鑑が押してあるもの）、社宅・官舎の使用許可書（写し）、入居者欄に取得者が記載されている賃貸借契約書（勤務先が社宅を借り上げている場合・写し）
- ・親族が居住する場合：親族からの申立書（原本）

なお、申立日から入居までの期間が2週間を超える場合は、あらかじめご相談ください。